

企業会計基準適用指針公開草案第 54 号

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」の公表の解説 詳細版

平成 27 年 12 月 1 日

ひびき監査法人

1. 経緯

平成 25 年 12 月に、基準諮問会議より日本公認会計士協会（以下「J I C P A」という）が公表している税効果会計に関する実務指針を財務会計基準機構（以下「A S B J」という）に移管し審議を行うことが提言されました。これを受けて、A S B J は税効果会計専門委員会を新たに設置し、平成 26 年 2 月より審議を開始し、1 年間の議論を積み重ねて平成 27 年 5 月 26 日に公開草案の公表に至りました。

J I C P A が公表している 7 本の実務指針を A S B J に移管する審議の過程で、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「第 66 号」という）に対する問題意識が特に強く聞かれました。このため、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針を先行して開発したものであります。今回の公開草案は、主に第 66 号において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について見直した上で引き継ぐこととされています。

この公開草案の概要は以下のとおりです。

2. 監査委員会報告第 66 号等との比較

- （１） 会社を 5 つに分類し、当該分類ごとに繰延税金資産の計上額を見積る枠組みは基本的に踏襲しています。
- （２） 但し、会社の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの一部について必要な見直しを行っています。
 - ① 各分類の要件を一部見直しています。
 - ② 各分類で計上される繰延税金資産の額を一部見直しています。
- （３） 上記見直しに伴い、用語の定義（課税所得、一時差異等加減算前課税所得）を見直しています。
- （４） 解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異等は、従来の実務指針（第 66 号）の内容を基本的に踏襲しています。

3. 適用時期（本公開草案第 49 項及び第 116 項）

- （１）平成 28 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用します。ただし、平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用できます。
- （２）適用初年度は、会計基準等の改正に伴う会計方針として取り扱います。
- （３）過去の期間の財務諸表に遡及適用を認めません。
- （４）適用初年度の期首の影響額を利益剰余金等に加減します。
- （５）会計方針の変更による影響額の注記事項は以下のとおりであります。
 - ・適用初年度の期首の繰延税金資産に対する影響額
 - ・適用初年度の期首の利益剰余金に対する影響額
 - ・適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に対する影響額

＜会計方針の変更として取り扱うこととした理由

（本公開草案第 114 項）＞

- ・第 66 号は、J I C P A が公表した監査・保証実務委員会報告のうち会計処理の原則及び手続を定めたものであるため、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」第 5 項（１）以下にいう会計基準等に該当します（企業会計基準適用指針第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

指針」第 5 項（５））。

- ・本適用指針の適用によって生じる変更は、「新たに入手可能となった情報」に基づいたものではなく、会計上の見積りの変更（企業会計基準第 24 号第 4 項（７））に該当しません。

＜会計上の見積りの変更とする反対意見を取り入れなかった理由＞

- ・企業はこれまで採用してきた会計処理の原則及び手続と異なる会計処理の原則及び手続を採用することにより、適用初年度の期首時点で新たな会計処理の原則及び手続を適用した場合の財務諸表の数値と前年度末の財務諸表の数値との間に差異が生じる場合、企業会計基準第 24 号によると会計方針の変更として取り扱うこととなります（本公開草案第 115 項（１））。
- ・会計方針の変更が行われた場合、企業会計基準第 24 号では、原則として過年度の財務諸表に遡及適用することとした上で、会計基準ごとに経過的な取扱いを設けることを認めていますが、経過的な取扱いにおいても、会計方針の変更により期首において影響額が生じる場合、当該影響額を当期の損益とすることは想定されていないと考えられます。当該影響額を当期の損益としないことにより、当期及び翌期の財務指標に対して同一の会計方針が適用されることとなり、その結果、当期純利益を含む各段階利益の金額について比較可能性がより高まることになると考えられます（本公開草案第 115 項（２））。

4. 繰延税金資産の回収可能性の基本的な考え方

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、次の（１）から（３）に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断することとしています。

- （１）収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得
- （２）タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得
- （３）将来加算一時差異

これらは、会計制度委員会報告等 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という）における回収可能性に関する基本的な考え方、及び回収可能性の水準に関する基本的な考え方を踏襲しています。

5. 課税所得と一時差異等加減算前課税所得

- （１）課税所得（本公開草案第 3 項（7）及び第 57 項）

過去において将来減算一時差異を解消することができたかどうかに関する実績を把握するために、過去に関する要件については「課税所得」を使用しています。

- （２）一時差異等加減算前課税所得（本公開草案第 3 項（9））

将来の事業年度における課税所得の見積額から、当該事業年度において解消することが見込まれる当期末に存在する将来加算

（減算）一時差異の額（及び該当する場合は、当該事業年度において控除することが見込まれる当期末に存在する税務上の繰越欠損金の額）を除いた額をいいます。

将来において当期末に存在する将来減算一時差異を解消するために必要な課税所得が生じているかどうかを判断するために、将来の要件に「一時差異等加減算前課税所得」を使用しています（本公開草案第 57 項）。

6. 会社の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

- （１）第 66 号における企業の分類に応じた取扱いの検討

この審議の過程では、第 66 号における会社の分類に応じた取扱いを撤廃すべきであるとの意見が聞かれました。これは、当該取扱いは、我が国において税効果会計が初めて適用されるにあたって、将来の事象を勘案することが困難であったために設けられた監査上の取扱いでしたが、その後は、企業会計審議会が平成 14 年 8 月に公表した「固定資産の減損に係る会計基準」のように将来の事象を勘案する会計基準が導入され、最近では、第 66 号のような詳細なガイダンスがない国際会計基準（I F R S）の任意適用が開始されていることを踏まえると、当該取扱いを踏襲することは適切でないとの考え方にに基づくものであります。

一方で、第 66 号における企業の分類に応じた取扱いは財務諸表の作成実務及び監査実務に浸透定着しており、また、適用対象となる企業が広範にわたることを考慮すると、当該取扱いを維持すべきと

の意見も聞かれました。これらの審議の結果、第 66 号における企業の分類に応じた取扱いを撤廃する場合には、実務への影響が大きいと考えられることから当該取扱いの枠組みを撤廃せずに、基本的に踏襲した上で、当該取扱いの一部について必要な見直しを行うことにより問題意識への対応を図ることとしています（本公開草案第 61 項）。

（2）回収可能性を判断する際の考慮事項

前述のとおり、企業の分類に応じた取扱いの一部について見直しを行うに当たって、繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、過去の事象と将来の事象のいずれを重視するかについて検討を行っています。

第 66 号では、「会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準として、将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断する場合の指針を示すこととした」とされ、過去の事象を主たる判断基準としていました。この点に関して、個別税効果実務指針では過年度の納付状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案することが求められているのに対し、第 66 号では過去の事象が重視されすぎており、実態を反映していないのではないかの意見が聞かれました。

当該意見を踏まえ、第 66 号における記載を本公開草案に引き継がず、（分類 3）及び（分類 4）において繰延税金資産の計上額を決定する際に、過去の課税所得の推移や将来の業績予測等を考慮する定めとして、第 24 項（（分類 3）に該当する企業における 5 年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産の回収可能性）、第 28 項（（分類

4）に係る分類の要件を満たすが（分類 2）に該当するものとして取り扱われる場合）及び第 29 項（（分類 4）に係る分類の要件を満たすが、（分類 3）に該当するものとして取り扱われる場合）を設けること（本公開草案第 63 項）を提案しています。

7. 会社の分類に応じた取扱い—会計基準の適用指針として

第 66 号では 5 つの分類が例示区分という取扱いでしたが、本公開草案では収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定することを提案しています（本公開草案第 15 項）。

従来の第 66 号は監査上の取り扱いでしたので、監査人の繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたっての目安であり、経営者側も財務諸表を作成する上での会計基準に成り代わっていた部分があり監査に関する指針が、実質的に会計処理を規制していました。このため、会計情報の報告責任と監査責任とを分離すべきであるとの二重責任の問題が指摘されていましたが、今回、会計基準として明確化を図ることとしています。

つまり、会計基準の適用指針として（分類 1）から（分類 5）に係る分類の要件に基づき会社を分類し、分類に応じて繰延税金資産の計上額を決定していきます。

今回、（分類 1）から（分類 5）のうち、（分類 1）と（分類 5）について基本的には第 66 号の定めの内容を踏襲しています。よって、

ここでは（分類２）及び（分類３）並びに（分類４）について説明します。

８．本公開草案の概要

（分類２）に係る分類の要件の見直し【図表１】

監査委員会報告第 66 号	本公開草案（第 19 項）
過去の業績が安定している会社等の場合、すなわち、当期及び過去（おおむね 3 年以上）連続してある程度の経常的な利益を計上している会社	次の要件をいずれも満たす企業 （１）過去（3 年）及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。 （２）当期末において、経営環境に著しい変化がない。 （３）過去（3 年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

- ・本公開草案（第 19 項）では、（分類２）（分類３）について、【図表１】のように「経常的な利益」という会計上の利益に基づく要件としていたのに対し、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」に基づく要件に変更することを提案されています。

これは、繰延税金資産の回収可能性の判断は収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づくこととしており、受取配当金の益金不算入額のように永久に益金又は損金に算入されない項目が生じることなどにより会計上の利益の額と課税所得の額が通常は一致しない中で、繰延税金資産の回収可能性の判断においては課税所得の十分性を検討する必要があるため、企業を分類するにあたって重視すべき要件としては課税所得がより適切であると考えたためであります（本公開草案第 68 項）。なお、課税所得から「臨時的な原因により生じたもの」を除くことを提案していますが、これは、過去において臨時的な原因により生じた益金及び損金は、将来において頻繁に生じることは見込まれないという推定に基づいたものであります（本公開草案第 70 項）。

（分類２）スケジューリング不能な将来減算一時差異【図表２】

監査委員会報告第 66 号	本公開草案（第 20 項及び第 21 項）
スケジューリングの結果に基づき、繰延税金資産を計上している場合には、回収可能性の有ると判断できる。	スケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合は、回収可能性があるものとする。 原則として、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性がないものとする。ただし、税務上の損

	金算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを合理的に説明できる場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異について回収可能性があるものとする。
--	--

- ・第 66 号では、(分類 2) に該当する企業においては、スケジューリング不能な将来減算一時差異について、一律に繰延税金資産を計上することができないとする取扱いが示されていますが、当該取扱いは企業の実態を反映していない場合があるとの意見が聞かれました。

また、(分類 2) に該当する企業において I F R S 又は米国会計基準を適用している場合、スケジューリング不能な将来減算一時差異について、第 66 号が適用される個別財務諸表においては繰延税金資産を計上していないが、I F R S 又は米国会計基準に基づく連結財務諸表においては繰延税金資産を計上している実務がみられるとの意見が聞かれました(本公開草案第 73 項)。現行の取扱いでは、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は一律なしとされていますが、新たに次のような対象が追加されたことにより監査実務に影響が予想されます。

例えば、業務上の関係を有する企業の株式(いわゆる政策保有株式)のうち上場株式及び役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異について税務上の損金算入時期が明確でない一時差異としてスケジューリング不能な将来減算一時差異に該当することとされ、【図表 2】に記載した取扱いを提案しています。

・政策保有株式のうち上場株式の減損に係る将来減算一時差異

当期末において、市場環境、保有目的、処分方針等を勘案すると将来のいずれかの時点で売却する可能性が高いと見込む場合、(分類 2) に該当する企業においては長期的に安定して一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれるため、スケジューリングが可能となった場合、相殺できる課税所得が生じる可能性があれば、一定の回収可能性を認め得るとする提案がされています(本公開草案第 74 項)。

・役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異

税務上の損金算入時期を個別に特定できない場合であっても、いずれかの時点では損金算入されるものですから、(分類 2) に該当する企業において将来のいずれかの時点で回収できることを合理的に説明できる場合、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする提案がされています(本公開草案第 100 項)。

(分類 3) に係る分類の要件の見直し【図表 3】

監査委員会報告第 66 号	本公開草案(第 22 項)
過去の業績が不安定な会社等の場合、すなわち、過去の経常的な	次の要件をいずれも満たす企業(第 26 項(2)又は(3)の要件

損益が大きく増減しているような会社	をみたす場合を除く) (1) 過去(3年)及び当期において臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している。 (2) 過去(3年)及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。
-------------------	---

- ・本公開草案では、(分類2)で既述したように(分類3)に係る分類の要件について、(分類2)における要件と整合するように【図表3】のように会計上の利益に基づく要件から課税所得に基づく要件に変更することの提案がされています(本公開草案第22項(1))。

(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い【図表4】

監査委員会報告第66号	本公開草案(第23項及び第24項)
将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)内の課税所得の見積を限度として、繰延税金資産の回収可能性があるとは判断できる。	将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内のスケジュールの結果、繰延税金資産を見積する場合、回収可能性はあるものとする。 上記にかかわらず、臨時的な原

	因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因、中長期計画、過去における中長期の達成状況、過去(3年)及び当期の課税所得の推移等を勘案して、5年を超える見積可能期間においてスケジュールリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。
--	--

- ・本公開草案では、(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱いについて【図表4】を提案しています。第66号では、見積可能期間に関して、「おおむね」という表現が用いられているものの硬直的に運用されており、5年を超える期間の課税所得を見積もることが実務的には認められていないとの意見が聞かれました(本公開草案第77項)。

よって、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去(3年)及び当期の課税所得の推移等を勘案して、5年を超える見積可能期間においてスケジュールリングされた一時差異等に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする定めを設ける提案がされています(第24項、第79項)。

(分類4)に係る分類の要件の見直し【図表5】

監査委員会報告第66号	本公開草案(第26項)
期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社、過去(おおむね3年以内)に重要な税務上の繰越欠損金の繰越期限切れとなった事実があった会社、又は当期末において重要な繰越欠損金切れとなった事実があった会社	次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業 (1) 過去(3年)又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。 (2) 過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。 (3) 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。

・第66号では、当期末における重要な税務上の繰越欠損金の存在等を企業を分類する際の要件としていましたが、ストックベースとしての重要な税務上の繰越欠損金の存在が重視されすぎており、(分類1)から(分類3)までに係る分類の要件との間に連続性が失われているとの意見が聞かれたため、本公開草案では、「重要な税務上の繰越欠損金」についてどのくらいを「重要」と判断するかという定義はされませんでした。そして、当期末に重要な税務上の繰越欠損金が存在するかどうかではなく、【図表5】のように過去(3年)又は当

期において重要な税務上の欠損金が生じているかどうかというフローベースに焦点を当てた要件とすることに変更することが提案されています(本公開草案第26項(1)、第81項)。

(分類4)に係る分類の要件を満たす企業を(分類2)又は(分類3)とする取扱い【図表6】

監査委員会報告第66号	本公開草案(第27項、第28項及び第29項)
翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合、その範囲内で繰延税金資産の回収可能性があるかと判断できる。 ただし、重要な税務上の欠損金等が例えば、事業のリストラクチャリングや法令等の改正等による非経常的な特別の原因により発生したものである場合、「おおむね5年内」の課税所得の見積額を限度として繰延税金資産の回収可能性があるかと判断できる。	翌期のスケジュールリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。 上記にかかわらず、重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去(3年)及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案し、 ・将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが合理的に説明できるとき ⇒(分類2)に該当するものとして取り扱う。

	・将来においておおむね 3 年から 5 年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることが合理的に説明できるとき ⇒（分類 3）に該当するものとして取り扱う。
--	---

- ・第 66 号では、見積可能期間に関して「おおむね 5 年」という表現が用いられているものの硬直的に運用されており、5 年を超える期間の課税所得を見積ることが実務的には認められていないのではないかとの意見や、「非経常的な特別の原因」の範囲が明確ではなく、実務上、議論となることが多いとの意見が聞かれました（本公開草案 83 項）。
- ・重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去（3 年）及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得の十分性が合理的に説明できる場合、【図表 6】のように状況に応じて、（分類 2）又は（分類 3）に該当するものとするランクアップする取扱いを設けることを提案しています。

なお、（分類 4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類 2）に該当するものとして取り扱われるケースは、一時差異等加減算前課税所得を 5 年超にわたり安定的に獲得するだけの収益力が合理的に説明できる場合であることからハードルが高く、（分類 4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類 3）に該当するものとして取り扱われるケースに比べて多くはないものと考えられています（本公開草案第 84 項）。

9. おわりに

繰延税金資産の計上で難しいのは、繰延税金資産の回収可能性をどう判断するかであります。法学部教授とお話した時に「繰延税金資産というのは欺瞞的な資産で、将来の予測をいれないと判断できないのですね。行きは良い良い、帰りは怖いものなのですね」と言われたことがあります。

現在、平成 27 年 7 月 27 日の公開草案のコメント期限を迎え、企業会計基準委員会では今後公開草案に寄せられた意見を参考に取りまとめに向けた検討に入るものと思われます。年内には方向性が出るものと考えられますが、明確な会計基準としての適用指針が公表されることを期待するものであります。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめ申し添えます。

以上